

函 子 母

令和6年(2024年)10月17日

民生常任委員会委員様

子ども未来部長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

予防接種に係る関係書類の誤送付による個人情報の漏えいについて

（子ども未来部母子保健課
電話 32-1533）

予防接種に係る関係書類の誤送付による個人情報の漏えいについて

1 概 要

令和6年10月9日(水)付で、予防接種費償還払決定通知書に併せて送付した領収書および明細書について、10月11日(金)に送付先の市民から子ども未来部母子保健課に、予防接種を受けた本人の領収書および明細書のほかに第三者の書類が同封されていたとの電話連絡があり、誤送付が判明した。

同日、市担当職員が当該市民宅を訪問し、謝罪したうえで第三者の書類を回収するとともに、10月15日(火)に誤送付した書類により漏えいした個人情報について家族を通じて本人に事情を説明し、謝罪した。

- | | |
|------------------|---------------------------------|
| (1) 誤送付した書類 | 第三者の診療費に係る明細書1件 |
| (2) 漏えいした個人情報の件数 | 1件 |
| (3) 漏えいした個人情報の内容 | 氏名、接種医療機関情報、患者番号、接種ワクチン名および支払料金 |

2 原 因

予防接種費償還払の申請の際に提出された領収書および明細書を申請者に返送する際に、本来であれば複数の職員でチェックすべきところ、1人の職員で作業を行ったことにより、誤って第三者の書類が混入していることを見落としたため

3 今後の対応と再発防止策

封入、封かん作業については、本来であれば、誤送付防止のために複数の職員でチェックすべきところであるが、取扱件数の少なさから、担当者が単独で作業を行ってしまったことにより生じたミスであることから、個人情報の適切な管理をするため、職場研修を含め、取扱件数にかかわらず複数の職員によるチェックの徹底など遵守すべき事項などについて改めて確認し、再発防止に努める。